

年金のはなし



平成29年8月から、年金を受給するために必要な資格期間が10年となります

これまででは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。

平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

該当の方には、年金請求書が送付されます。日本年金機構において、資格期間が10年以上あることが確認できた方には、お客様の「自宅宛てに請求書（黄色）が発送されます。発送の時期は、下表をご確認ください。

請求手続きは平成29年8月1日以前でも可能です。「年金請求書（短縮用）」が届きましたら、年金事務所又は市町村でお手続きをしてください。

	生年月日	送付時期
1	大正15年4月2日～昭和17年4月1日	平成29年2月下旬～3月下旬
2	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日	平成29年3月下旬～4月下旬
3	昭和23年4月2日～昭和26年7月1日	平成29年4月下旬～5月下旬
4	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日【女性】 昭和26年7月2日～昭和30年8月1日【男性】	平成29年5月下旬～6月下旬
5	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日【女性】 大正15年4月1日以前生まれの方 共済組合等の期間を有する方	平成29年6月下旬～7月上旬

黄色の請求書が届かない方でも、任意加入の申出により期間を加えたり、合算対象期間を含めて年金を受給できる可能性がありますので、ご自身の資格期間を確認してください。

【制度改正の注意点】

- ①年金を受給するための年齢要件は変更ありません。
 - ②遺族の年金や障害の年金の権利を有している場合、老齢の年金を決定しても併給調整により停止となる場合があります。今回の制度改正によって手続きを行っても、受け取る年金額が変わらないケースがあります。
 - ③遺族厚生年金の受給要件は変わっていません。亡くなられた方の資格期間が25年以上あることが必要です。
- ※資格期間が短縮されても、実際に受け取る年金額は満額（年約78万円）ではありません。満額を受け取れるのは、20歳から60歳までの40年間の全期間保険料を納付した場合です。

保健福祉課戸籍担当
電話 56・2123

占冠村の放射線量の状況（2月）

測定日 2月9日

【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値	測定場所	測定時間	天候	測定値
占冠中央小学校グラウンド	9:30	晴れ	0.019	占冠へき地保育所グラウンド	9:35	晴れ	0.028
双民館グラウンド	9:50	晴れ	0.033	トマム小中学校グラウンド	10:50	晴れ	0.024
占冠地域交流館グラウンド	10:10	晴れ	0.032	トマムへき地保育所グラウンド	10:55	晴れ	0.023

※北海道の空間放射線率モニタリング結果（上川総合振興局0.0209～0.0900）と比較して平常レベルと判断されます。

「北海道の空間放射線率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。
「環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】」 <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/>

■お問い合わせ 総務課総務担当 電話56-2121



占冠女性防火クラブの活動紹介～興味のある方はご連絡ください

今回は占冠女性防火クラブについて紹介します。

占冠女性防火クラブは、家庭における火災予防の普及徹底、併せて女性の火災科学教育に寄与することを目的とし、火に関する諸原理及び火災予防についての研究と火災の減少を図るための防火思想の普及を目的とした団体です。現在の会員数は7名で、主な活動内容は、春・秋の火災予防運動消防防火パレード及びしむかっぶ消防フェスタへの参加、占冠消防出初式の後援、保育園児たちへの防火啓蒙ひな祭りケーキ



視察研修の様様

救急出場状況（1月分）

交通事故	3件	(9人)
労働災害	1件	(1人)
一般負傷	23件	(23人)
急病	11件	(9人)
火災	1件	(0人)

1月計 39件 (42人)

累計 39件 (42人)

※ ()内は搬送人員

贈呈等です。また、毎年札幌で開催される指導者研修会の参加や、視察研修等も行っています。

このような活動に興味のある方は、占冠支署指導係までお問い合わせください。【56-2119】

既にご覧になられた方もいると思いますが、防火啓蒙の一環として、占冠支署前に消太くんの雪像を制作し、2月下旬まで展示しました。



富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

油断大敵！季節はまだ冬 安全運転を心がけて

3月は昼間の気温が少しずつ上昇し、走りやすい路面になるため、スピードが出やすくなります。しかし、橋の下やトンネル内などの日の当たらない部分は、雪が残り凍結している可能性があります。雪があるのでも危険です。いくら走りやすいといっても、夏道感覚の運転はまだ早いです。冬型の運転を意識した安全運転を心がけましょう。

交通安全協会の活動について

免許更新時に、交通安全協会に入会し、お支払いいただく会費は、占冠村の交通安全のために活用されています。

今年度も皆様のおかげで、旗の波運動、交通安全旗・啓発資材の購入、交通安全教室などの交通事故防止の啓発を行うことができました。

改正道路交通法が施行されます

①臨時認知機能検査

75歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為をしたときは、新設された「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。改正前は、3年に1度の免許証の更新のときだけ受けることとされ

交通安全

SAFTY DRIVE

村民の願いです
続けよう交通事故死 0 の日
平成28年10月2日から

141日

平成29年2月20日現在

※改正道路交通法【参考】

https://www.npa.go.jp/koutsuu/menkyo/kaisei_doukouhou/leaflet_A.pdf

④高齢者講習の合理化・高度化
認知機能検査の結果によって受ける講習の内容等が変わります。高齢者講習は、75歳未満の方や、認知機能検査で認知機能の低下のおそれがないと判定された方に対しては2時間に合理化（短縮）されます。その他の方に対しては、個別指導を含む3時間の講習となります。

③臨時適性検査制度の見直し
更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方は、臨時適性検査（医師の診断）を受け、又は、命令に従い主治医等の診断書を提出しなければなりません。改正前と異なり、認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方は、違反の有無を問わず、医師の診断を受けることとなります。

②臨時高齢者講習
臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響する恐れがあると判断された高齢者は、新設された「臨時高齢者講習」（個別指導と実車指導）を受けなければなりません。

ていましたが、一定の違反行為があれば、3年を待たずに、受けることとなります。（一定の違反行為の例：信号無視、通行区分違反、一時不停止等）